



平成22年5月25日

各 位

会 社 名 三洋電機ロジスティクス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 浅野 勉  
 (コード番号：9379)  
 問 合 せ 先 取締役財務本部長 藤村 茂郎  
 電 話 番 号 072-831-3441 (代表)

## 株式会社LSホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成22年5月25日開催の当社取締役会において、株式会社LSホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本意見表明に係る取締役会決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者が当社を完全子会社化する予定であること及び、その後、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

また、当社の社外取締役である松田芳昭氏は、当社の大株主である株式会社近鉄エクスプレスの顧問を兼務しており、本公開買付けに関し当社と利益が相反する可能性があることから、特別利害関係人に準じて、上記の決議には参加しておらず、社外監査役である富永良太氏は、当社の親会社の子会社である三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社の社外監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から上記審議・決議には参加していません。

## 記

## 1. 公開買付者の概要

(平成22年5月25日現在)

(1) 商 号	株式会社LSホールディングス	
(2) 主 な 事 業 内 容	会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務及び付帯関連する一切の業務を主たる事業の内容としています。	
(3) 設 立 年 月 日	平成22年4月23日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区麴町一丁目7番地	
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 吉沢 正道	
(6) 資 本 金 の 額	100,000円	
(7) 大株主及び持株比率	LS Holdings Cayman, L.P.	94.07%
	SCM Holdings, L.P.	5.93%
(8) 買付者と当社の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

## (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は本公開買付けの実施につき、慎重に協議、検討を重ねた結果、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであり、かつ、当社株主に対し、合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであるとの判断に至り、平成22年5月25日開催の取締役会において、決議に参加した取締役6名の全員

一致で本公開買付けに賛同すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 公開買付者の概要

公開買付者によれば、公開買付者はロングリーチグループが運用する投資ファンドの傘下にある投資主体が発行済株式総数の100%を所有し、本公開買付けを通じて当社の株式を取得及び所有することを主たる目的として設立された株式会社であるとのこと。ロングリーチグループは、今後の日本産業の発展を担う企業の成長を中長期的視点で支援することを目的として、2003年10月に設立されました。設立以来、日本及びアジアのサービス・テクノロジー・コンシューマー・金融の各分野に6件の投資を行っているとのこと。

#### ② 本公開買付けの背景及び経緯

当社は、昭和46年(1971年)、三洋電機株式会社(以下「三洋電機」又は「同社」といいます。)グループ初の物流専門会社「株式会社三洋電機商品センター」として創業し、三洋電機グループの物流子会社として家電製品を中心に国内一般物流の事業基盤を強化して参りました。以来、この国内一般物流事業をコアとして、全国を網羅する物流センターの構築と各々の拠点を結ぶ情報ネットワーク網の整備等を重ね、順次物流ネットワークの拡大を図って参りました。更にこれらの活用に加え家電製品に特化した人材や家電製品の流通上のノウハウをもって、平成12年(2000年)より国内家電業界では先進的な物流の3PLシステム(サードパーティロジスティクス)にビジネスチャンスを見出し、ロジスティクス・ソリューション・プロバイダーとして国内家電量販店の多くの物流を受託し成長して参りました。当社は家電メーカーや家電量販店が抱える物流コストの削減、在庫の圧縮等に総合的なソリューションを提供し、顧客の経営戦略を担うビジネスパートナーとして実績を積み重ねており、家電物流におけるエキスパートとして支持されて参りました。また、当社主力顧客である大手家電量販店の都市型大型店舗への戦略投資や顧客の経営スタイルの変化に対応し、今後予測される物流サービスの高度化やトレンドなど物流フロー全体の最適化を提案できるロジスティクスコンサルティングファーム型の事業展開を行うことで、当社の「独自性」を發揮しております。

なお、現在におきましては、メーカー物流を源泉に中核事業に成長した3PL事業の取引拡大、3PL事業とシナジー効果を有するものとして育成している宅配・設置事業の取引拡大、及びメーカー物流の底堅い顧客層の獲得をもって自主独立経営体質の確立を加速しております。また、倉庫内オペレーション業務の改善、運送原価の低減及び間接経費削減などの一層のコスト競争力の強化により、平成22年3月期連結会計年度におきましては、営業収益38,124百万円(前期比3.2%増)、営業利益は2,200百万円(同49.3%増)、経常利益は2,229百万円(同46.3%増)、当期純利益は988百万円(同46.1%増)を計上するに至っております。

しかしながら、昨今、荷主企業における経営環境の不透明性・競争環境の激化により、物流の効率化が今まで以上に重要視されており、荷主企業からのコスト削減要求等、物流業界を取り巻く競争環境は年々厳しさを増してきています。また、世界的金融危機以降、国内消費市場が低迷する経済状況のもと、地上波デジタルTV特需やエコポイント制度終了後の家電市場の不透明な状況、主要荷主である電機メーカーの海外への生産拠点移転など、当社を取り巻く事業環境においては予断を許さない状況が続いています。

このような環境下において、当社が今後、家電物流事業において国内トップ企業となること及び顧客企業の経営に密接に係る物流事業を一括受託する成長戦略を遂行するに当たっては、既存荷主企業向けの更なるサービスの向上、新規荷主企業の獲得及び対象業種の拡大、荷主企業に対する包括的な3PLサービスを提供するための販売物流主体の事業から生産物流・調達物流までの一気通貫のサービス体制の確立、中国・アジア市場を中心とした荷主企業の事業拡大に対応するための海外展開の推進などの成長戦略の再構築及びその実行が不可欠であると認識しております。事業部別の具体的なビジョンとしては、①国内一般物流事業において、家電共同プラットフォーム(メーカーを束ねる仕組み)を構築し、国内外一貫物流事業体制によるメーカー物流事業の拡大、再生可能エネルギー・家電周辺分野、電材分野、学習塾等の新領域の物流事業への進出、②3PL事業において、玩具、ドラッグ、雑貨、環境エネルギー分野への事業領域の拡大、中国ビジネスへの展開、宅配・設置事業とのシナジー構築、③宅配・設置事業において、既存の家電量販店中心の顧客層に通販事業者及びGMS事業者を加え、全国をカバーする事業へと拡充、④国際物流事業において、中国をベースとしたアジア市場における物流受託の強化、国内一般物流事業との緊密な連携に基づく

商物一体物流受託拡大による利益の拡大などを命題としております。

当社はそのための施策として、意思決定の迅速化も含めた自主独立経営体質の更なる強化、コスト競争力の強化、他社との差別化、新規顧客開発力の強化を企図して、新たなネットワーク及び物流ノウハウの獲得、現在家電物流が中心となっている事業戦略の再構築に基づく事業提携・M&A、などが実行上の主要課題となると考えております。

また、当社の上述の経営課題を克服し更なる持続的な成長を達成するためには、現在当社が行っている事業の延長線上でなしえるものではなく、中長期的な競争力の強化に必要な事業戦略と、当社が上場企業として重視すべき各期利益の最大化の2つは両立が困難となる可能性があります。すなわち、中長期的な企業価値向上という経営課題の克服を遂行する過程においては、当社は事業構造変革上の過渡期に置かれ、経営の不確実性の増加が見込まれ、短期的な売上規模及び/又は利益の縮小や設備投資の増加に伴うキャッシュフローの悪化、事業改革に伴う一定のリスク等に起因する株価の下落が生じる可能性があります。この場合、短期的には、当社が資本市場から当社が十分に評価されない可能性や、当社株主利益の最大化を達し得ない可能性が生じます。

このような中、当社は今年に入り、三洋電機より、同社の経営資源の集中による成長戦略実行の一環として、その保有する当社普通株式を新たな戦略的パートナーに移管するプロセスを検討・開始する意向であるとの連絡を受けました。

当社は、三洋電機による入札方式による当社株式の買収プロセスを経て最終的に選ばれたロングリーチグループから、当社の中長期的な企業価値向上のための経営施策についての提案を受け、当社内で検討を重ねて参りました。

この結果、当社の企業価値を中長期的に向上させるには上述の事業戦略を遂行することが不可欠である一方、短期的な業績変動や株価の変動に左右されずに迅速に業務・経営改革を遂行し、また、事業の再構築を伴う当該改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様へ背負っていただくことを回避するためには、国内外に幅広いネットワークを保有し、企業価値向上につながる事業戦略支援に定評のあるロングリーチグループをスポンサーとして当社株式を非公開化した上で、全社が一体となって機動的かつ抜本的に経営課題に対応する体制を構築することが最善であると判断いたしました。また、これにより明確な事業改革の意思を当社の経営陣並びに従業員をはじめとするステークホルダーに浸透させることも可能となるものと判断いたしました。

こうした議論及び検討を通じ、当社は、ロングリーチグループと本事業改革による当社の経営改善及び今後の企業価値の持続的な向上の可能性を共有し、ロングリーチグループの提供する戦略支援を活用しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上に努めることと致しました。具体的には、ロングリーチグループの持つ国内外のネットワーク及びリソースを活用し、経営・財務・人事ノウハウを活用した経営管理基準の導入及びそれに基づいた事業戦略の策定・実行支援、当社の事業運営を補強する経営幹部レベル及び実務者レベルの人材の獲得、株主と経営の一体化による機動的且つ迅速な意思決定体制の構築、新規顧客の獲得支援、事業の再構築、具体的には既存事業の強化に加えて、事業の選択と集中に基づく事業の再構築実行支援、更には海外展開や当社既存事業とシナジーのある新規事業の獲得も見据えた他社との事業提携やM&Aも積極的に活用した当社事業の抜本的な改革を伴う強化等、幅広い戦略支援を積極的に行う旨の提案をロングリーチグループより受けており、当社としてもこの方針に賛同するものです。

③ 当社における意思決定の過程及び株主に対して上場廃止となることが見込まれる本公開買付けに応募することを推奨することが妥当であると判断した根拠並びに代替措置の検討状況

当社はこれに至るまで、当社の企業価値及び中長期的な成長発展を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益を実現するための方策について継続的に検討を重ねて参りましたが、当社が注力する家電業界及び物流業界におきましては、一昨秋からの景気の減速から政府のグリーン家電普及促進事業（エコポイント制度）の効果により、薄型テレビ、冷蔵庫を中心に省エネ家電が牽引し持ち直しの動きがみられたものの、生産水準も回復移行期の途上にあり本格回復には至らず、個人消費の低調さも加わり国内物流及び国際物流ともに物流量は全般的に伸び悩み、依然として厳しい経営環境に直面しております。このような中、当社は、ロングリーチグループの提案も踏まえ、中長期的な企業価値の向上策とこれに付随する成長戦略を展開する上で、新たな資本参加を受けることについて審議を致しました。当社は、平成22年3月17日開催の取締役会において、本公開買付けに係る法務アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所を、またフィナンシャル・アドバイザーとしてプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を選任し、本公開買付けに対する意見表明の公正性を担保するために慎重な手続を経ることといたしました。

当社は阿部・井窪・片山法律事務所及びPwCからの助言を踏まえた上で、公開買付者との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性、入札プロセスを経た公正性、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に審議、検討した結果、平成22年5月25日開催の当社取締役会において本公開買付けが当社企業価値の持続的

な向上に資するものであること及び当社株主に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものと判断するに至りました。

また、公開買付者によれば、当社の少数株主の利益を害することのないよう、上場廃止に伴う代替措置として、「いわゆる二段階買収に関する事項」記載の方法により、本公開買付けによって取得できなかった当社株式を保有する株主から、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しているとのこと。なお、本完全子会社化に係る手続きが行われる場合に交付される金銭の額は未定ですが、本公開買付価格を基準として算定する意向であるとのこと。

なお、下記(3)のとおり、当社は本公開買付価格は妥当と考えており、公正な手続きを経て当社株主の利益への配慮が行われております。本公開買付けは当社株主の皆様に対しても適切な価格により売却機会を提供するものであることから、当社は本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

### (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置その他の本公開買付けの公正性を担保するための措置

#### ① 価格の妥当性

公開買付者によれば、ロングリーチグループは本公開買付価格を決定するために、当社の親会社である三洋電機及び当社より提供された情報に基づき、当社の財務・事業を多面的・総合的に分析したとのこと。更に、ロングリーチグループは当社株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、当社による本公開買付けへの賛同の可否並びに本公開買付けの見通しを勘案した結果、過去の一定期間における株価推移、及び過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参考に、本公開買付価格を1,750円に決定したとのこと。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際して、第三者機関の算定書は取得していないとのこと。本公開買付価格の1,750円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成22年5月24日の当社普通株式のJASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。）（注）における終値（1,542円）に対して13.49%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間（平成22年4月25日から平成22年5月24日まで）の終値単純平均（1,566円）に対して11.75%のプレミアムを、同過去3ヶ月間（平成22年2月25日から平成22年5月24日まで）の終値単純平均（1,450円）に対して20.72%のプレミアムを、同過去6ヶ月間（平成21年11月25日から平成22年5月24日まで）の終値単純平均（1,135円）に対して54.25%のプレミアムを加えた額に相当します。

（注）株式会社大阪証券取引所は、平成22年4月1日付で株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月31日までのJASDAQ終値については、株式会社ジャスダック証券取引所における株価に基づいております。

また、三洋電機の保有する当社の株式の異動に関する報道等の要因により、平成22年2月12日以降の当社の市場株価は大きく上昇しております。本公開買付価格は、報道がなされた日の前営業日（平成22年2月10日）以前で取引が成立した最終日である平成22年2月9日の当社普通株式のJASDAQにおける終値（740円）に対して136.49%のプレミアムを、平成22年2月12日の前営業日までの1ヶ月間（平成22年1月11日から平成22年2月10日まで）の終値単純平均（727円）に対して140.76%のプレミアムを、同3ヶ月間（平成21年11月11日から平成22年2月10日まで）の終値単純平均（723円）に対して142.19%のプレミアムを、同6ヶ月間（平成21年8月11日から平成22年2月10日まで）の終値単純平均（745円）に対して134.83%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、当社は、当社、親会社及び公開買付者から独立した第三者機関であるPwCより平成22年5月24日付で当社普通株式の株式価値算定書を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正・妥当性を判断するための基礎資料といたしました（なお、当社は、第三者機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）は取得しておりません）。PwCによる当社の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりです。

PwCは、当社の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で当社の株式価値を算定いたしました。PwCの株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）を用いて当社の株式価値を算定しております。市場株価基準方式は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成22年5月24日として、最近における株価及び取引量を鑑み、当社普通株式のJASDAQにおける評価基準日の終値並びに評価基準日までの2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株

式価値を1,424円～1,583円と算定しております。類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価比準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値を1,361円～1,374円と算定しております。DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を1,568円～1,889円と算定しております。なお、DCF方式による評価の前提とした当社の事業計画においては、平成23年3月期はエコポイント制度の終結及び三洋電機グループの事業の選択と集中等の影響により、営業収益は38,000百万円（前期比-0.3%）、営業利益は1,320百万円（前期比-40%）、経常利益は1,360百万円（前期比-39%）、当期純利益は740百万円（前期比-25%）程度と予想しておりますが、その後は業績の順調な進展を想定しており、平成25年3月期には3PL事業の拡大、宅配・設置における通販分野の拡販、既存拠点運営の効率化及び共同物流、新規事業の獲得等の施策を通じて営業収益は45,000百万円、営業利益は1,840百万円まで回復することを見込んでおります。

当社取締役会は、PwCより取得した本株式価値算定書及び阿部・井窪・片山法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成22年5月25日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

### ② 利益相反を回避するための措置

当社の社外取締役である松田芳昭氏は、当社の大株主である株式会社近鉄エクスプレスの顧問を兼務しており、本公開買付けに関し当社と利益が相反する可能性があることから、特別利害関係人に準じて、上記の決議には参加していません。

### ③ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

平成22年5月25日開催の当社取締役会においては、社外取締役である松田芳昭氏以外の当社取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、当社の株主の皆様にも本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しております。また、社外監査役である富永良太氏を除く当社監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも当社取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べております（富永良太氏は、当社の親会社の子会社である三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社の社外監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から上記審議・決議には参加していません。）。

### ④ 公開買付期間を比較的長期に設定

公開買付者によれば、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、37営業日としているとのこと。このように公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

更に、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性は担保されていると考えております。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者が本公開買付けにおいて当社の全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者によれば、本公開買付け終了後に、以下に述べる方法により当社の完全子会社化を実施することを予定しているとのこと。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別個の種類の当社株式を交付すること（なお、別個の種類の株式について上場申請は

行わない予定です。)のそれぞれを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請するとのことで、当社はそれに応諾する予定です。

また、上記株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者によれば、当社に対し、上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を要請するとのことで、当社はそれに応諾する予定です。

なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者によれば、公開買付者が当社の保有する自己株式を除く発行済株式総数の100%を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならぬ当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを当社に対して要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、原則として、本公開買付けの決済日後2ヶ月を目処に上記株主総会及び種類株主総会を開催し、これらの株主総会及び種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しているとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申し立てを行うに際しての必要な手続きに関しては、株主各位において、自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

公開買付者によれば、上記の各手続の実行後に、組織再編等(当社を消滅会社、公開買付者を存続会社とする吸収合併を含みます。)を行うことを検討しておりますが、当該組織再編等の実施の有無、態様、具体的な日程等の詳細については未定であるとのことです。

なお、本公開買付けは、上記株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社の株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また、実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者以外の当社株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社の完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、決定次第、速やかに公表します。

### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者によれば、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないとのことであり、本公開買付けの結果、当社普通株式は、JASDAQにおける「JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例」に該当した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、当該特例に該当しない場合でも、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者によれば、適用ある法令に従い、当社の完全子会社化を実施することを予定しているとのことです。その場合には当社の普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主の皆様との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けを実施するにあたり、公開買付者によれば、当社の大株主である三洋電機の保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

(7) 当社の今後の見通し

本公開買付けが成立した場合、当社は三洋電機の子会社ではなくなりますが、当社は三洋電機との間で平成22年5月25日付で事業提携に関する覚書を締結しており、本公開買付け後の一定期間において、同社が一定の条件の下で当社に対してこれまでと同様の取引関係を継続し、また、当社はこれまでと基本的に同一の条件で三洋電機のブランド・許諾商標、不動産、ITシステム等を継続して使用することを予定しております。尚、本提携に関して業績に与える影響は軽微であります。

(8) その他

当社は、平成22年6月30日を効力発生日として、平成22年3月31日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、第43期（平成22年3月期）期末配当の実施が前提とされており、当該評価額はかかる期末配当を行った後の価額であります。また、平成23年3月期の中間配当及び期末配当は実施しない予定です。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「ロングリーチグループ三洋電機ロジスティクス株式会社の完全子会社化を目指して公開買付けを開始」）をご参照ください。

8. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はありません。

以上

(添付資料)

平成22年5月25日付「ロングリーチグループ三洋電機ロジスティクス株式会社の完全子会社化を目指して公開買付けを開始」

## Press Release

## ロングリーチグループ

## 三洋電機ロジスティクス株式会社の完全子会社化を目指して公開買付けを開始

【東京 / 香港 2010年5月25日】 独立系投資会社ロングリーチグループが運用する投資ファンド傘下にある投資主体が発行済株式総数の100%を所有する株式会社LSホールディングス(以下、「公開買付者」)は、三洋電機ロジスティクス株式会社(JASDAQ: 9379、以下、「三洋電機ロジスティクス」)の発行済株式の全てを取得して三洋電機ロジスティクスを完全子会社化するための一連の取引の一環として、公開買付け(以下、「本公開買付け」)を開始します。三洋電機ロジスティクス公表の平成22年5月25日付「株式会社LSホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によれば、三洋電機ロジスティクスの取締役会は本日、本公開買付けに賛同すること、および三洋電機ロジスティクスの株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。


本公開買付けでは、公開買付者が、三洋電機ロジスティクスが保有する自己株式を除く全発行済普通株式を取得し、三洋電機ロジスティクスを完全子会社化し、株式を非公開化するための一連の取引の一環として、三洋電機ロジスティクスの普通株式を1株あたり1,750円で買付けます。本公開買付けにおける普通株式の1株あたりの買付価格は、三洋電機ロジスティクス普通株式の株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ(以下、「JASDAQ」)(注)における2010年5月24日の終値に13.49%の、過去3ヶ月の終値の平均値に20.72%のプレミアムを加えた金額に相当します。本公開買付けでは、買付予定数の下限を7,679,800株としており、応募株券等の総数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

公開買付者は、三洋電機ロジスティクスの親会社である三洋電機株式会社(以下、「三洋電機」。所有割合58.01%)との間で、2010年5月25日付で公開買付応募契約書を締結し、三洋電機がその所有する三洋電機ロジスティクス株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしています。

また、三洋電機ロジスティクス公表の平成22年5月25日付「株式会社LSホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によれば、三洋電機ロジスティクスは三洋電機との間で2010年5月25日付で事業提携に関する覚書を締結しており、本公開買付け後の一定期間において、三洋電機が一定の条件の下で三洋電機ロジスティクスに対してこれまでと同様の取引関係を継続し、また、三洋電機ロジスティクスはこれまでと基本的に同一の条件で三洋電機のブランド・許諾商標、不動産、ITシステム等を継続して使用することを予定しているとのことです。加えて、三洋電機は、本公開買付け後に公開買付者に対して5%程度の普通株式の出資を行う予定です。

三洋電機ロジスティクスは、三洋電機グループの物流子会社として家電製品を中心とした国内一般物流の事業基盤を確立しています。最近では国内家電3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)にビジネスチャンスを見出し、ロジスティクス・ソリューション・プロバイダーとして国内家電量販店の多くの物流を受託し事業を拡大させています。しかしながら、物流業界を取り巻く競争環境は、荷主企業からのコスト削減要求など年々厳しさを増しており、また国内消費市場が低迷する中で地上波デジタルTV特需やエコポイント制度終了後の家電市場における不透明な見通し、主要荷主である電機メーカーの海外への生産拠点移転等、三洋電機ロジスティクスを取り巻く事業環境も予断を許さない状況が続いています。

その一方、物流のアウトソーシング化の流れが加速していることも事実であり、物流事業市場は将来的には更なる拡大が見込まれる状況にあるものと認識しております。このような成長機会を確実に捉え、事業拡大につなげるためには、販売物流から生産物流や調達物流までを網羅した包括的3PLサービス体制の確立、荷主企業の海外市場への事業拡大に対応した海外展開を推進させる必要があります。現下の厳しい経済環境において、三洋電機ロジスティクスが持続的な成長を実現するためには、上場企業とし



て短期的な市場の評価に左右されることなく、中長期的な成長戦略の再構築を推進することが急務であり、そのためには非公開化による機動的な経営体制を整えることが必要となっています。

一方、三洋電機は、昨今の事業環境の変化に対応し、経営資源の集中を加速させる方針の一環として、三洋電機ロジスティクス持分を新たなパートナーに譲渡することを決断するに至りました。ロングリーチグループは、三洋電機より三洋電機ロジスティクス譲渡の可能性について連絡を受けた後、その投資可否について検討を進めてまいりました。そして、三洋電機ロジスティクスを非公開化し、三洋電機グループからの資本独立化を契機に、ロングリーチがその業界ネットワークを駆使し、事業提携、M&Aによる海外展開、資金調達等のノウハウを提供することで、三洋電機ロジスティクスの事業拡大と収益成長につなげることができると思えるに至りました。

本公開買付けの公開買付け期間は、2010年5月26日から同年7月15日までの37営業日です。本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、三洋電機ロジスティクス普通株式がJASDAQにおける「JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例」に該当した場合に、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該特例に該当しない場合でも、三洋電機ロジスティクスの完全子会社化を予定しているため、その場合には三洋電機ロジスティクスの普通株式は上場廃止となります。

本公開買付けが成立した場合、ロングリーチグループは、本公開買付けの決済後速やかに三洋電機ロジスティクスの臨時株主総会を招集し、ロングリーチグループが指定する者が取締役会の過半数を占めるように取締役を選任する予定です。なお、本公開買付け後の三洋電機ロジスティクス従業員の雇用に関しては、原則として現状維持を前提としています。

本公開買付け成立後、ロングリーチグループは三洋電機ロジスティクスの戦略的パートナーとして今後の中長期的な戦略策定とその実行を支援し、安定的かつ持続的な成長実現を目指してまいります。既存株主の皆様には、三洋電機ロジスティクスの中長期的な成長戦略並びに本公開買付けの趣旨をご理解賜りたいと存じます。

(注)株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日付で株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月31日までのJASDAQ終値については、株式会社ジャスダック証券取引所における株価に基づいています。

###

## **報道関係者からのお問い合わせ**

ギャビン・アンダーソン (服部、和田) 03-5404-0640

## **ロングリーチグループについて (URL: <http://www.longreachgroup.com/>)**

ロングリーチグループは、日本およびアジアにおける独自の戦略的プライベート・エクイティ投資を目的として2003年10月に設立された事業支援投資会社です。今後の日本産業の発展を担う企業のグローバルな事業展開を中長期且つ戦略的な視点から支援します。グローバルなネットワークに加え業界知識と地域に根ざした人脈および案件遂行能力を活かし、投資先企業の皆様へ高い付加価値を提供してまいります。

ロングリーチグループは、投資主体となるファンド並びに香港拠点のロングリーチグループ・リミテッドおよび東京拠点の株式会社ロングリーチグループにより構成されるグループです。東京拠点の株式会社ロングリーチグループは、日本およびアジア市場に関するデータや情報を収集し、投資ファンドが投資案件の発掘調査を行うためのサポートをしています。

2006年4月に組成された第1号ファンドを通じて、これまでに日本マクドナルド、通信用海底・陸上用ケーブル大手のオーシーシー、モバイル及びコマース事業を営むサイバード、台湾の安泰銀行、中国のアジア・アルミニウム・グループなど6件の投資案件を手掛けてまいりました。

ロングリーチグループは、投資先企業の皆様との信頼関係を基に多様なソリューションを提供することを通じて、企業価値の創出に積極的に取り組んでまいります。

<ご参考>買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 5 月 26 日（水曜日）から平成 22 年 7 月 15 日（木曜日）まで（37 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(2) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき 1,750 円

(3) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 買付予定数	② 買付予定数の下限	③ 買付予定数の上限
株 券	10,239,781 株	7,679,800 株	—
合 計	10,239,781 株	7,679,800 株	—

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,679,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,679,800 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数は、対象者の平成 22 年 3 月期決算短信に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（10,300,000 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数（同日現在 60,119 株）及び公開買付け者が本日現在所有する株式数（100 株）を控除した数となります。

(注 3) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、後述の公開買付代理人に開設された本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）の名義の口座に記載又は記録されている必要があります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 5) 会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買取ります。

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	102,397 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	102,396 個	

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（10,239,781 株）に係る議決権の数です。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成 22 年 3 月期（第 43 期）第 3 四半期報告書（平成 22 年 2 月 10 日提出）記載の平成 21 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 22 年 4 月 22 日付で公表した平成 22 年 3 月期決算短信に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 10,300,000 株から同日現在対象者が保有する自己株式 60,119 株を除いた 10,239,881 株に係る議決権の数である 102,398 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 買付代金 17,920 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (10,239,781 株) に、1 株当たりの買付価格 (1,750 円) を乗じた金額を記載しています。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日  
平成22年7月30日 (金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(7) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (7,679,800 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (7,679,800 株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1号3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合はいいます。

① 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

② 公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合

③ 対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨

を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に公開買付応募申込の受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、日興コーディアル証券株式会社は、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、日興コーディアル証券株式会社は、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものでは

なく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(8) 公開買付開始公告日

平成 22 年 5 月 26 日（水曜日）

(9) 公開買付代理人

シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(注 1) 「公開買付者」とは、株式会社 LS ホールディングスをいいます。

(注 2) 「対象者」とは、三洋電機ロジスティクス株式会社をいいます。

(注 3) 計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

(注 3) 「法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 4) 「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注 8) 「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

以上